

2024年11月15日

株主各位

東京都中央区湊二丁目4番1号
株式会社銀座山形屋
代表取締役社長 小口 弘明

臨時株主総会のための基準日設定公告

当社は、2025年1月下旬頃開催予定の臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、2024年11月30日（土）（同日は休業日であるため、実質的には11月29日（金））を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主と定めましたので、公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

以上